

# 日高市小口融資制度のご案内

市内の中小企業者の事業振興を図るため、必要な資金の融資のあっせんを市が行う制度です。

対象者は下記の条件を満たす中小企業者で、制度の概要は下表のとおりです。

この制度では2種類の融資のあっせんを行います。

- 1 市町村制度金融保証（連帯保証人が原則として個人は不要、法人は代表者のみ必要な制度）
- 2 市町村小口企業保証（担保、連帯保証人とも不要。ただし、一定の条件が必要な制度）

対象条件

- 1 市内に店舗、工場又は事業所を有し引き続き1年以上同一事業を営んでいること
- 2 市内に住民登録又は法人登記をしていること
- 3 中小企業信用保険法施行令第1条に定める取扱業種を営んでいること
- 4 市税の納税義務者で市税を完納又は完納見込みが確実な者であること
- 5 この制度で融資のあっせんを受けた者の保証人となっていないこと
- 6 保証協会の代位弁済を受けた場合はその債務を完了していること
- 7 許認可等を必要とする業種を営んでいる場合はその許認可等を取得していること

制 度	市町村制度金融保証		市町村小口企業保証	
	運 転 資 金	設 備 資 金	運 転 資 金	設 備 資 金
貸付限度額	750万円			
貸付期間	5年以内	7年以内	5年以内	7年以内
償還方法	割賦又は一時償還（据置6ヶ月以内）			
利 率	埼玉県小規模事業資金制度の利率と連動 （利息とは別に信用保証料が必要です。）			
連帯保証人	個人は不要、法人は代表者のみ （注 下記参照）		無	
その他 条件等	注 下記該当者は連帯保証人が必要となる場合がありますので、ご注意ください。 ①実質経営者、営業許可名義人、申込人と共に当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合 ②申込人（代表者）が健康上の理由により、事業承継予定者を連帯保証人とする場合 ③通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合。		1 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業は5人）以下の個人又は法人 2 源泉徴収による所得税以外の所得税（法人の場合は法人税）事業税又は県民税もしくは、市民税の所得割のいずれかの納期が到来した税額がありかつその税額が完納されていること 3 信用保証協会の保証付借入残高がないこと	

## ○利子補給制度

この制度の利用者で、貸付元金、利息及び信用保証料を償還期限内に完済した場合、利息及び保証料の一部（最大20%）を、利用者の申請により市が負担する制度があります。

## ○融資取扱金融機関

埼玉りそな銀行日高支店、武蔵野銀行日高支店、飯能信用金庫日高支店、飯能信用金庫高萩支店  
埼玉縣信用金庫鶴ヶ島北支店

## ○手続き方法

日高市小口金融あっせん申込書（既定様式）を記入し、別表の申込添付書類を揃え、日高市産業振興課に提出してください。

## ○その他

埼玉県信用保証協会の保証付融資を利用されている場合は、お申し込みの前にご相談ください。

## ○お問合せ

日高市産業振興課 TEL042-989-2111 FAX042-985-3371

## 融資制度利用申込添付書類

添付書類名		市町村制度		市町村小口		備考	チェック
		法人	個人	法人	個人		
融資申込書兼依頼書（別紙様式）		○	○	○	○	押印のうえ、2部提出	
定款（写）		○		○			
印鑑証明書		○	○	○	○	法人は法務局飯能出張所、個人は市役所市民課	
決算書		○		○			
確定申告書（写）、決算書（監査）			○		○		
営業証明書（営業登録している方）			○		○	市役所税務課	
商業登記簿謄本		○		○		法務局飯能出張所	
法人事業税納税証明書		○		○		飯能県税事務所	
市税納税証明願（別紙様式）※2		○	○	○	○	市役所税務課	
市・県民税課税証明書			○		○	市役所税務課	
許認可証（写）※1		○	○	○	○	営業に際し許認可が必要な業種	
評価証明書（事業所の土地・家屋）		○	○	○	○	市役所税務課	
土地・家屋の賃貸借契約書（写）		○	○	○	○	事業所が借地／借家の場合	
新規利用	履歴事項全部証明書・閉鎖謄本	○		○		会社設立から現在まで	
	経歴書（履歴書様式）		○		○	最終学歴から現在まで	
連帯保証人	印鑑証明書	○	○			市役所市民課	
	市税納税証明願（別紙様式）※2	○	○			市役所税務課	
設備資金	見積書・カタログ	○	○	○	○	機械等の購入の場合	
	図面・見積書	○	○	○	○	建物の増築等の場合	
	土地（建物）所有者の同意書	○	○	○	○	借地又は借家で、建物の増築の場合	

※1 許認可が必要ない場合は、そのことが確認できる書類を提出していただく場合があります。

※2 市税納税証明願は、必要事項記入の上、税務課窓口で証明を受けたものを提出してください。